

業 務 報 告 書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次	
第1 事業概況書	
1 事業の概要	7 特定取引有価証券の内訳
2 営業所等の増減	8 有価証券の内訳
3 役職員の増減	9 貸出金の担保内訳
4 支店の代表者及び役付職員の略歴	10 有形固定資産の内訳
5 株主又は持分を保有する者の状況	11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
6 商品有価証券の内訳	
第2 貸借対照表	
第3 損益計算書	
(記載上の注意)	
1 法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。	
2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	
3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。	
4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。	
5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。	
(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合	
(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。	

第1 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
本 国 か ら の 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本邦一般職員			
事務系			
庶務系			
計			
合 計			

4 支店の代表者及び役付職員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考
計	名		

(記載上の注意)

1 法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者(第35条第1項第3号に規定する役員等以外の者にあつては、

法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名が併せて記載された者)については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで(当該役員等以外の者にあつては、当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまで)の間、「氏名(生年月日及び住所)」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主又は持分を保有する者の状況

氏 名 又 は 名 称	所有する株式数又は出資額	割 合
		%
その他の株主又は持分を保有する者 (名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位：千株)又は出資額(単位：百万円)の多い順に20名を記載すること。

6 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元 現 在 高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
国 庫 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元 現 在 高
国 債				
地 方 債				

政 府 保 証 債				
外 国 証 券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額 面 総 額	当期末残高	当期末手元 現 在 高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 出 金 当 期 末 残 高	構 成 割 合	内 訳	
			貸 付 金	割 引 手 形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				

保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建 設 仮 勘 定	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産
事 業 用				
所 有				
計				

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当 期 末 口 数	当 期 末 残 高
手 形 引 受		
信 用 状		
保 証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受 入 担 保 の 種 類	支 払 承 諾 見 返 当 期 末 残 高	構 成 割 合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金		預金	
現金		当座預金	
預け金		普通預金	
コールローン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	
債券貸借取引支払保証金		定期預金	
買入手形		定期積金	
買入金銭債権		その他の預金	
特定取引資産		譲渡性預金	
商品有価証券		コールマネー	
商品有価証券派生商品		売現先勘定	
特定取引有価証券		債券貸借取引受入担保金	
特定取引有価証券派生商品		売渡手形	
特定金融派生商品		コマーシャル・ペーパー	
その他の特定取引資産		特定取引負債	
金銭の信託		売付商品債券	
有価証券		商品有価証券派生商品	
国債		特定取引売付債券	
地方債		特定取引有価証券派生商品	
短期社債		商品	
社債		特定金融派生商品	
株式		その他の特定取引負債	
その他の証券		借用金	
貸出金		再割引手形	
割引手形		借入金	
手形貸付		外国為替	
証書貸付		外国他店預り	
当座貸越		外国他店借	
外国為替		売渡外国為替	
外国他店預け		未払外国為替	
外国他店貸		その他の負債	
買入外国為替		未決済為替	
取立外国為替		未払法人税等	
		未払費用	

そ の 他 資 産 未 決 済 為 替 貸 前 払 費 用 未 収 収 益 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 保 管 有 価 証 券 等 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 リ ー ス 投 資 資 産 そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん リ ー ス 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 前 払 年 金 費 用 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金 本 支 店 勘 定 本 店 在 日 支 店 在 外 支 店	△	前 受 収 益 従 業 員 預 り 金 給 付 補 填 備 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 商 品 債 券 借 入 特 定 取 引 有 価 証 券 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 支 払 承 諾 本 支 店 勘 定 本 店 在 日 支 店 在 外 支 店 小 計 持 込 資 本 金 繰 越 利 益 剰 余 金 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ④ 貸倒引当金の計上方法
 - ⑤ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑥ リース取引の処理方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 次に掲げる会計上の見積りにに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)
- (4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危機債権、三月以上延滞債権

並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)
 - (13) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
 - (14) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
 - (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (17) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
 - (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
 - (20) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
 - 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3

年	月	日から
年	月	日まで

 損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
経	常	収	益
			× × ×

資	金	運	用	収	益	×	×	×
貸	出	金	利	息		×	×	×
有	価	証	券	利	息	配	当	金
コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利	息	
買	現	先	利	息				
債	券	貸	借	取	引	受	入	利
買	入	手	形	利	息			
預	け	金	利	息				
金	利	ス	ワ	ッ	プ	受	入	利
外	国	為	替	受	入	利	息	
本	支	店	為	替	戻	受	入	利
そ	の	他	の	受	入	利	息	
役	務	取	引	等	収	益		
外	国	為	替	受	入	手	数	料
内	国	為	替	受	入	手	数	料
そ	の	他	の	役	務	収	益	
特	定	取	引	収	益			
商	品	有	価	証	券	収	益	
特	定	取	引	有	価	証	券	収
特	定	金	融	派	生	商	品	収
そ	の	他	の	特	定	取	引	収
そ	の	他	業	務	収	益		
外	国	為	替	売	買	益		
国	債	等	債	券	売	却	益	
国	債	等	債	券	償	還	益	
金	融	派	生	商	品	収	益	
そ	の	他	の	業	務	収	益	
そ	の	他	経	常	収	益		
貸	倒	引	当	金	戻	入	益	
償	却	債	権	取	立	益		
株	式	等	売	却	益			
金	銭	の	信	託	運	用	益	
そ	の	他	の	経	常	収	益	
経	常	費	用					×
資	金	調	達	費	用			×
預	金	利	息					×
譲	渡	性	預	金	利	息		×
コ	ー	ル	マ	ネ	ー	利	息	×
売	現	先	利	息				×
債	券	貸	借	取	引	支	払	利
								息

	売 渡 手 形 利 息	×	×	×			
	コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×			
	借 用 金 利 息	×	×	×			
	金利スワップ支払利息	×	×	×			
	外国為替支払利息	×	×	×			
	本支店為替尻支払利息	×	×	×			
	その他の支払利息	×	×	×			
役	務 取 引 等 費 用	×	×	×			
	外国為替支払手数料	×	×	×			
	内国為替支払手数料	×	×	×			
	その他の役務費用	×	×	×			
特	定 取 引 費 用	×	×	×			
	商品有価証券費用	×	×	×			
	特定取引有価証券費用	×	×	×			
	特定金融派生商品費用	×	×	×			
	その他の特定取引費用	×	×	×			
そ	の 他 業 務 費 用	×	×	×			
	外国為替売買損	×	×	×			
	国債等債券売却損	×	×	×			
	国債等債券償還損	×	×	×			
	国債等債券償却	×	×	×			
	金融派生商品費用	×	×	×			
	その他の業務費用	×	×	×			
営	業 経 費	×	×	×			
そ	の 他 経 常 費 用	×	×	×			
	貸倒引当金繰入額	×	×	×			
	貸 出 金 償 却	×	×	×			
	株 式 等 売 却 損	×	×	×			
	株 式 等 償 却	×	×	×			
	金 銭 の 信 託 運 用 損	×	×	×			
	その他の経常費用	×	×	×			
経	常 利 益				×	×	×
(又	は 経 常 損 失)						
特	別 利 益				×	×	×
	固 定 資 産 処 分 益	×	×	×			
	負 の の れ ん 発 生 益	×	×	×			
	金融商品取引責任準備金取崩額	×	×	×			
	その他の特別利益	×	×	×			
特	別 損 失				×	×	×
	固 定 資 産 処 分 損	×	×	×			

減 損 損 失	×	×	×
金融商品取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)			×
法人税、住民税及び事業税	×	×	×
法人税等調整額	×	×	×
法人税等合計			×
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)			×
繰越利益剰余金(当期首残高)			×
本店への送金 (本店からの補填金)			×
繰越利益剰余金			×

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費(派遣職員給与等)
 - (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 8 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。
- 9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該

区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。